

静岡型行政評価制度の（概要）

1 静岡型行政評価制度の特徴

(1) 政策・施策・事務事業の3階層の総合的な評価を実施

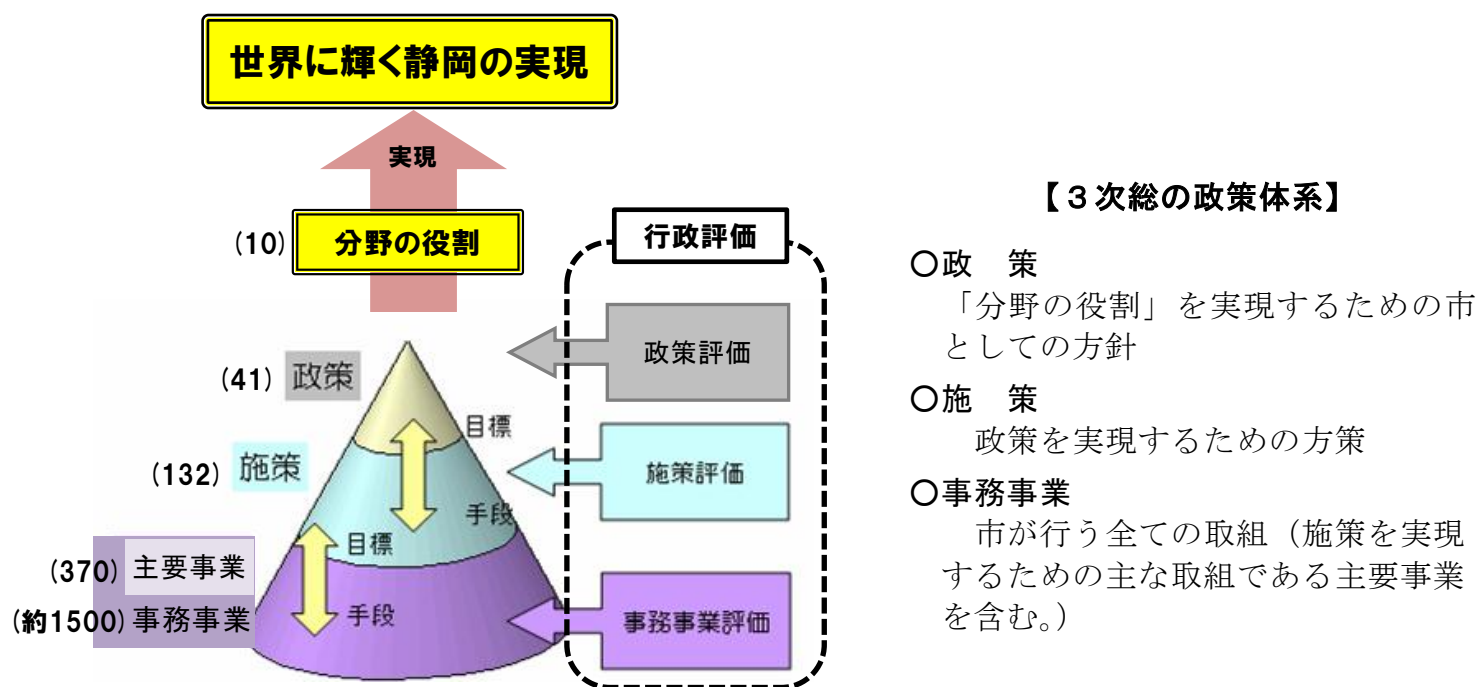
3次総では、政策は施策と、施策は事務事業と目標－手段の関係で結ばれ、主要事業の目標達成が施策目標の達成に、施策目標の達成が政策目標の達成につながり、最終的に分野の目的を実現するように設計されています。

静岡型行政評価制度は、静岡市自治基本条例に基づき、本市として初めて、この政策・施策・事務事業の3階層を連動させて評価する総合的な評価制度として導入するものです。

□政策評価・施策評価は、3次総の政策及び施策を対象とし、その進捗管理と見直し、市民へ説明責任を果たすことを目的として実施します。

□事務事業評価は、3次総の主要事業を含む全ての事務事業を対象とし、個々の事業の見直しや改善を目的として実施します。

□評価においては、事務事業評価の結果を施策評価に、施策評価の結果を政策評価に反映する評価方法を取ります。



【他政令指定都市との比較】

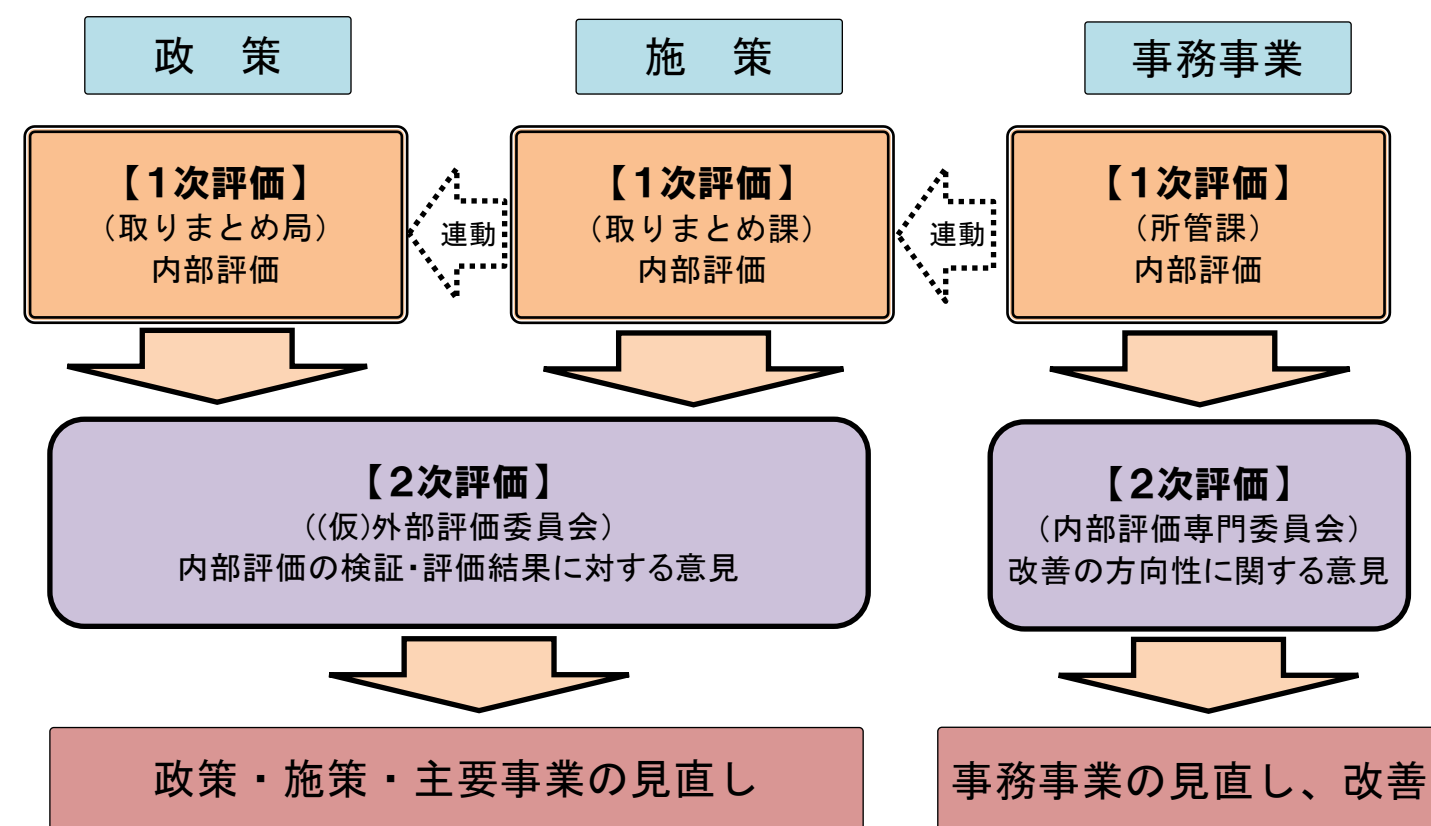
政令指定都市20市のうち、平成26年7月現在で、政策・施策・事務事業の3階層の行政評価を行っているのは、4市（京都市、岡山市、福岡市、熊本市）であり、このうち政策・施策に外部評価を導入している市は、京都市、福岡市の2市だけとなります。

現在は制度改変の過渡期にあり、本市を含め10市で行政評価制度の再構築が行われています。

(2) 各階層の評価を2段階で実施

評価の客観性、透明性を高め、見直しや改善につながる評価とするため、所管部署による1次評価だけでなく、客観的な視点による2次評価を全ての階層に導入します。

特に、政策評価と施策評価では、市の大きな方針、方策である政策、施策の達成状況や進捗状況を市民の視点で評価し、意見をもらい、見直しにつなげていくため、外部の識者などによる(仮)外部評価委員会が評価を実施します。



【(仮)外部評価委員会の概要】

- 委員 10人〔大学・研究所・監査法人・企業・NPO団体・公募市民など〕
- 任期 4年（平成27年度～30年度）
- 評価方法 5人ずつの評価部会を2つ編成し、審議会方式により政策、施策を評価
- その他 平成27年度に委員の選任、委嘱を行い、3次総、評価方法の勉強会を実施予定

【内部評価専門委員会の概要】

- 委員 20人程度〔各局区から選任された職員〕
- 任期 1年（5月～9月まで）
- 評価方法 4人ずつの5つの評価班を編成し、所属する局以外の事務事業を評価

(3) 評価結果の活用を重視したスケジュール

行政評価制度は、3次総を中心とする市の政策・施策・事務事業のP D C Aサイクルによるマネジメントの一部として組み込まれることとなります。

そのため、実行された政策・施策・事務事業（D）を評価（C）し、見直しや改善（A）を行い、実施計画や予算（P）に確実に活用できるスケジュールにより実施します。

□政策評価は、次期基本計画や実施計画の策定、予算編成に活用できるように、平成30年度に4月から8月にかけて実施します。

□施策評価は、実施計画の見直し、予算編成に活用できるように、平成28年度から毎年4月から8月にかけて実施します。

※平成27年度の施策の実績の出る28年度から実施。

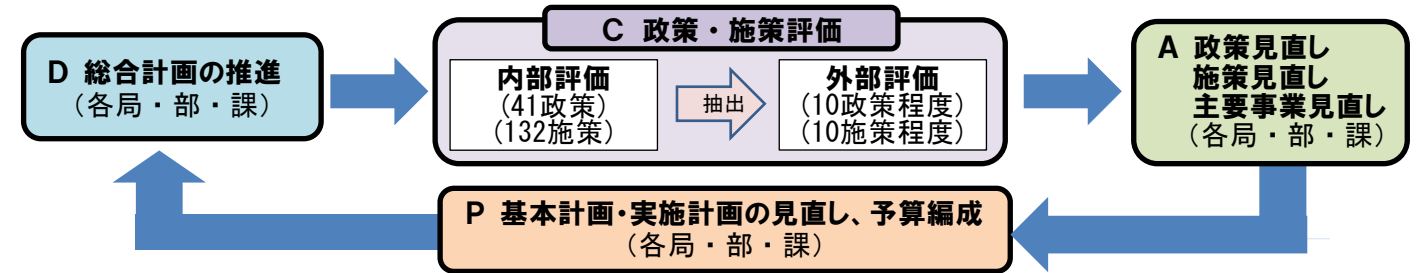
□事務事業評価は、事業の見直し、予算編成に活用できるように、平成27年度から毎年4月から8月にかけて実施します。

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
27	C 1次評価(事業)											
	C 2次評価(事業)					事務事業評価の実施						
			A 事業の改善									
						P 予算への反映						
	D 3次総の推進											
	[内部]説明会・施策目標設定		[外部]評価委員選任			[外部]評価委員委嘱・勉強会、[内部]指標測定・評価準備						
28	C 1次評価(施・事)											
	C 2次評価(施・事)					施策、事務事業評価の実施						
			A 事業改善・主要事業見直し									
				P 実施計画の見直し		P 予算への反映						
	D 3次総の推進											
29	C 1次評価(施・事)											
	C 2次評価(施・事)					施策、事務事業評価の実施						
			A 主要事業見直し、事業改善									
				P 実施計画の見直し		P 予算への反映						
	D 3次総の推進											
30	C 1次評価(政・施・事)											
	C 2次評価(政・施・事)					政策、施策、事務事業評価の実施						
			A 政策・施策・主要事業の見直し、事業の改善									
				P 基本計画・実施計画の見直し		P 予算への反映						
	D 3次総の推進											

2 評価制度の概要

(1) 政策・施策評価

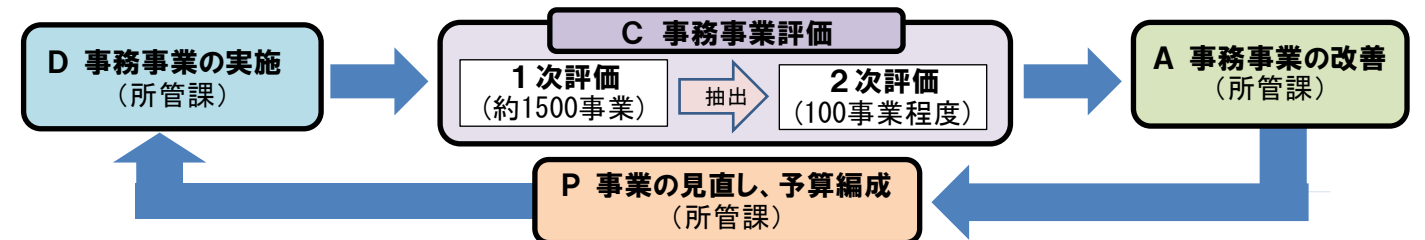
政策・施策評価は、3次総の政策及び施策の達成状況を評価し、その取組を検証することで、P D C Aサイクルをまわし、政策や施策の目的の実現を図るものです。



- 評価周期 [政策] 4年ごと(平成30年度、34年度) [施策] 平成28年度から毎年度実施
- 対象 [内部] 3次総の全ての政策、施策 [外部] 主要な政策、施策(評価委員が選定)
- 評価者 [内部] 各局長、所管課長 [外部] (仮)外部評価委員会
- 評価の視点 [内部] 政策、施策の達成状況、課題、今後の取組 [外部] 内部評価の検証
- 担当課
 - ①企画課[計画] ・目標、指標の管理 ・基本計画の管理 ・実施計画の管理
 - ②行政管理課[評価] ・内部評価の管理 ・外部評価の運営、管理
 - ③財政課[予算] ・予算の編成
 - ④取りまとめ課[改善] ・内部評価の実施 ・基本計画、実施計画の見直し

(2) 事務事業評価

事務事業評価は、事務事業の目標の達成状況を評価し、その取組を検証することで、P D C Aサイクルをまわし、事業目的の実現と無駄のない効率的な行財政運営の実現を図るものです。



- 評価周期 毎年度実施
- 対象 [1次] 予算を伴う事業及び所管課の主要事業 [2次] 課題を有する事業
- 評価者 [1次] 各所属長 [2次] 内部評価専門委員会
- 評価の視点 [1次] 事業の達成状況、課題解決に向けた取組 [2次] 改善の方向性
- 担当課
 - ①行政管理課[評価] ・1次評価の管理 ・2次評価の運営、管理
 - ②財政課[予算] ・予算の編成
 - ③所管課[改善] ・1次評価の実施 ・事業の見直し